

(平成27年1月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

北海道国民年金 事案 2384

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から45年3月まで

私の母が、昭和41年3月頃に私の国民年金の加入手続を行い、それ以降、両親、弟及び私の国民年金保険料を納付していたのに、私の年金記録では、申立期間について、国民年金に未加入で、国民年金保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳に到達した後の昭和41年3月頃に、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、55年4月にA社会保険事務所（当時）が、A市に払い出した同手帳記号番号の一つであることが確認できる。

また、申立人は、昭和58年3月28日にB市からA市に住居を異動していることが戸籍附票で確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号が同市で払い出されていることを踏まえると、申立人の国民年金の加入手続は、同市に転入後に行われたと考えられ、同市の国民年金被保険者名簿において「20才当時は大学生」と記録されており、申立期間当時、申立人は国民年金の強制加入対象者ではなかったと認識されていたことから、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した56年5月26日まで遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認される。

さらに、申立期間当時、申立人の両親と同居していた申立人の弟は、母親が、両親及び申立人の国民年金保険料を納付していたことを聞いたことがあるが、聞いたのは、申立人がA市にある実家に戻ってきた昭和58年以降の保険料のことであり、申立期間当時については分からないとしている。

加えて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間を含む昭和40年12月から47年4月までの国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

そのほか、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月
申立期間の国民年金保険料は、夫が納付してくれた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月以降、国民年金第3号被保険者であったところ、申立人の夫は、オンライン記録により、平成4年4月19日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年5月18日に同資格を再取得していることが確認できることから、申立期間について、申立人は国民年金第3号被保険者から第1号被保険者となる被保険者種別変更の届出を行う必要があったものと考えられる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人の国民年金被保険者種別変更（平成4年4月19日の国民年金第1号被保険者への種別変更及び同年5月18日の国民年金第3号被保険者への種別変更）に係る届出処理は、平成6年11月29日に一括して行われていることが確認できることから、それまでの期間、申立人は引き続き国民年金第3号被保険者として取り扱われていたことにより、申立人の申立期間に係る国民年金保険料納付書は発行されず、当該種別変更処理が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫が納付したと主張しており、裏付ける資料として、申立人の夫が書いたとする「H4.4.19～H4.5.17 別納」というメモを提出しているが、申立人の夫は、当該メモの記載内容及び申立人の申立期間に係る保険料の納付について、記憶が無いと述べている。

さらに、申立人の夫は、申立人の国民年金被保険者種別変更の届出は当時勤務していた事業所が行ってくれていたと主張していることから、申立人の夫が申立期間直前に勤務していた事業所及び申立期間直後に勤務していた事業所の社会保険事務担当者であった者に照会したところ、いずれも当該届出は行っていなかったと回答している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人及び申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 31 日から 63 年 5 月 1 日まで

申立期間は、厚生年金保険第四種被保険者として、A職報酬支払証明書の報酬額に基づき、毎月 5 万円の厚生年金保険料を納付していたが、年金記録では、申立期間の標準報酬月額が 28 万円となっており、厚生年金保険料は 2 万 9,680 円とされているので、私の申立期間の年金記録を、納付した保険料額である 5 万円に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 60 年の厚生年金保険法改正前の同法第 26 条において、「第四種被保険者の各月の標準報酬は、その被保険者の資格を取得する前の最後の標準報酬によるものとする。」と定められているところ、申立人から提出された厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出受理通知書によると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者資格を取得した昭和 58 年 5 月 31 日時点の標準報酬月額は、28 万円と記載されており、これは、申立人が直前に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる申立人の厚生年金保険資格喪失時の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、当該通知書に記載されている納入すべき 1 か月の第四種厚生年金保険料（2 万 9,680 円）は、当該通知書に記載されている上記標準報酬月額を基に算出した 1 か月の同保険料と一致していることが確認できる。

なお、昭和 58 年 5 月 31 日時点における厚生年金保険第四種被保険者に係る同保険料の最高額は、4 万 3,460 円である。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を納付していたことを示

す関連資料（領収書等）は無く、ほかに同保険料額を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。